

## 河津町第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）のパブリックコメントに係る意見書の回答

意見内容	回答
<p><b>【「集落支援員」制度について】</b></p> <p>これからの地域福祉活動に総務省が行っている「集落支援員」制度（特別交付税措置）を活用することを提案します。</p> <p>集落支援員の活動内容は「集落の点検や状況把握が基礎的活動」となっています。集落支援員は自治体職員と連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行います。これらの活動は、福祉全体の包括的な支援体制に十分活用できると考えられます。また、上河津地区に配置することにより、移動支援事業にも活用できるのではないのでしょうか。</p> <p>この制度の活用の大きな課題として考えられることは、適任者が現れるか否かですが…。</p> <p>集落支援員の説明に関しては、総務省のHPに詳しく載っています。</p>	<p>貴重な提案意見をありがとうございます。</p> <p>集落支援員の要件として、“地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材”が挙げられており、提案者が課題として掲げているとおり、適任者が現れるかどうか大きなポイントとなります。</p> <p>そのため、今回の計画期間においては、住民が民生委員児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、定例会等を充実させるとともに、県主催の研修会等への参加も促し、知識や技術のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。（49ページに記載済み）</p>
<p><b>【ボランティア活動について】</b></p> <p>「かわづ花の会」や「河津桜守人の会」などの団体は産業振興課の所管だが、ボランティアという面からも社会福祉協議会も関わりを持った方が良いのでは。</p>	<p>53ページの「地域活動への支援」に記載しているとおり、町内で地域活動を計画する人や団体に対して、いつでも相談できる体制を継続していくため、福祉に直結しない地域活動においても関わりは維持していきます。</p>
<p><b>【社会福祉協議会の認知度向上】</b></p> <p>町のイベント、スポーツ大会などに協賛・後援することで、認知度があがるのでは。</p>	<p>55ページの「社会福祉協議会の周知」の取り組みの中で、町が実施し、社会福祉協議会が関連するイベント等で、周知活動を継続していきます。</p>